規則

○国家公安委員会規則第二十号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第一条第五項の規定に基づき、警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年八月十二日　国家公安委員会委員長　松本　純

警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員に関する規則の一部を改正する規則

警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員に関する規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（専門委員の調査審議） **第一条**　国家公安委員会は、都道府県公安委員会が行つた次に掲げるものの支給に係る裁定についての審査請求があつた場合には、当該審査請求に係る専門の事項について専門委員に調査審議させるものとする。 一　犯罪被害者等給付金 二　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金 三　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等 2　［略］	（専門委員の調査審議） **第一条**　国家公安委員会は、都道府県公安委員会が行つた犯罪被害者等給付金及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第三条第一項に規定する給付金の支給に係る裁定についての審査請求があつた場合には、当該審査請求に係る専門の事項について専門委員に調査審議させるものとする。 ［各号を加える。］ 2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）の施行の日（平成二十八年十一月三十日）から施行する。